

○名寄地区衛生施設事務組合建設工事執行規則

(平成25年3月29日規則第1号)

改正 令和7年3月31日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例及び規則に別に定めがあるもののほか、名寄地区衛生施設事務組合が行う建設工事の執行に関し必要なことを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「建設工事」とは、一般廃棄物の処理に関する土木施設物を新設し、増設し、改良し、若しくは補修し、又はその災害復旧のために行う工事、並びに建築物（附帯設備を含む。）を新築し、増築し、改築し、移転し、修理し又は模様替えする工事、更に機械設備を新設し、増設し、改造し、移設し、修理する工事及びその敷地造成に関する工事をいう。

2 この規則において「監督員」とは、名寄地区衛生施設事務組合契約規則（平成19年規則第5号）第2条の規定により準用する名寄市契約規則（平成18年名寄市規則第61号。以下「契約規則」という。）第37条の規定により、建設工事の施行につき監督を行うべき職員として指定された者をいう。

(土地又は物件の取得)

第3条 管理者は、当該建設工事に関し必要な土地又は物件についてあらかじめその権利者から工事着手の同意及び所有権、地上権その他の権利を工事完了までに取得することの同意を得なければ工事に着手してはならない。

2 管理者は、工事完了までに必要な土地又は物件について所有権、地上権その他の権利を取得しなければならない。

(工事の施行方法)

第4条 建設工事は、請負、直営若しくは委託のいずれか一の方法により、又はこれを併用して施行する。

(直営工事)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、直営工事で施行することができる。

- (1) 急施を要し請負に付することができない場合
- (2) 工法が軽易であるか又は小作業の場合
- (3) その他直営施行を必要とする事由がある場合

(契約の締結)

第6条 管理者は、落札の通知をした請負者又は随意契約の申込みを承諾した請負者との間に、別に定める書式を標準として契約書を作成し契約を締結しなければならない。ただし、契約規則第26条の規定を妨げるものではない。

(前払金)

第7条 管理者は、前金払をする必要がある建設工事の請負契約を締結するときは、契約書に前払金の額、その支払方法その他必要な事項を約定するものとする。

(貸与品及び支給材料)

第8条 管理者は、工事の適正な執行を期するため、必要があるときは、請負者に対し、設備、機械等を貸与し、又は材料を支給することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(損害保険の付保)

第9条 管理者は、建設工事の種類、その施行の時期等に応じ、当該工事の完成前に損害の発生する危険があり必要があると認めるときは、請負者において当該工事の目的物及び工事材料（前条の規定による貸与品及び支給材料を含む。）について他の損害保険を付させることができる。この場合において、第7条の規定を準用する。

(跡請保証)

第10条 管理者は、建設工事の種類及びその施行の時期によって当該建設工事の適正な執行を確保することができないこととなるおそれがあると認める場合においては、請負者に対し当該工事の全部又は一部につき、相当の期間、跡請保証をさせるものとする。

- 2 前項の規定により跡請保証させる場合において、管理者が必要と認めるときは、当該跡請保証部分に相当する請負代金相当額以内の保証金を当該請負者に納めさせるものとする。
- 3 前項の規定による跡請保証金の納付は、国債、地方債又は契約規則第6条第1項各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- 4 第7条の規定は、跡請保証について準用する。

(工事工程表)

第11条 管理者は、第6条の規定により契約を締結したときは、速やかに、請負人から当該建設工事の着手届及び工程表（必要がある場合には、工事工程表及び工事内訳明細書）を徴するものとする。

(監督員)

第12条 管理者は、建設工事を請負で執行するときは、建設工事ごとに監督員を定め、請負者に通知しなければならない。監督員を変更した場合も、同様とする。

- 2 監督員は、管理者の指示を受けて建設工事現場における請負者の当該工事の履行について、契約規則第37条の規定による一般的な職務を行うほか、次に掲げる場合その他当該工事の適正な執行に支障があると認められる事実が生じた場合において、必要があると認めるときは、速やかに管理者に報告し、指示を求めるものとする。

(1) 工事の施行に当たり、設計図書と工事現場の状態とが一致しないため設計若しくは工事の変更を必要とし、又は工事の中止をする必要があるとき。

(2) 工事現場の災害その他異常な事態が発生したとき。

(3) 請負者の責めに帰すべき工事の遅延又は施工に支障を及ぼす程度の不良な天候の継続その他の理由により工期内に当該工事が完成しないおそれが生じたとき。

(4) 請負者が契約に基づく監督上の指示に従わず、又は公安上若しくは災害防止上当然に必要な処置をしなければならない場合において、その措置の要求に応じないとき。

(5) 請負者の現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他請負人が工事を施行するために使用している労働者について工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められる者があり、その交替を要求する必要があると認めたとき。

- 3 管理者は、必要があると認めるときは、当該監督員を次条第1項の規定による検査に立ち合わせることができる。

(検査及び引渡し)

第13条 管理者は、請負に係る建設工事の完成届出があったときは、その日から14日以内に検査員（契約規則第39条の規定により建設工事の完成の確認の検査を行うべき職員として指定した者をいう。）をして請負者立会いの上、実地検査を行わせ、その事実を確認しなければならない。

2 前項の規定は、工事の完成前にその一部が完成し、若しくはでき形部分について検査を行う必要がある場合又は契約を解除した際において工事のでき形部分がある場合について準用する。

3 管理者は、第1項の検査により当該建設工事が契約に従って完成したものであると確認したときは、遅滞なく当該目的物の引渡しを受けなければならない。前項の規定により工事の一部が完成した当該部分又は可分のでき形部分等の引渡しを受けようとする場合においても、同様とする。

（工事の標識）

第14条 管理者は、建設工事を施行するときは、請負業者に対し、工事名、工期、工事施行方法その他必要な事項を公衆の見やすい場所に標示させなければならない。ただし、軽易な工事については、この限りでない。

（小額工事等の取扱い）

第15条 工事1件の設計金額が200万円未満の工事については、契約規則第26条の規定により契約書等の作成は省略することができる。ただし、契約の適正な履行を確保するため、請負者に提出を求める書類は次のとおりとする。工事1件の設計金額が10万円未満の工事については適用しない。

（1） 請書

（2） 工事完成通知書

附 則（平成25年3月29日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第2号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

